

県立高校に通う生徒の保護者の皆様へ

## 生活困窮世帯の 高校等の授業料を減免します！

～就学支援金の対象とならない、授業料を納付することとなった世帯の授業料減免制度～

### 対象について

#### ○生活困窮世帯とは・・・

県立高校に在学する保護者等で、就学支援金の支給を受けていない者のうち、学納金を納付することが困難となった者

※収入の目安：4人世帯で425～360万円未満程度

(お住まいの地域によって異なります。)

#### ○授業料納付対象は？

- ・ 所得制限によって就学支援金の支給対象外となっている者
- ・ 就学支援金の支給が満了している者

### 申込について

- 保護者の方が、生徒が通学する学校の事務室へ申し込みをしてください。  
直近3か月の収入状況の分かる書類を御用意ください。

※令和5年度授業料を納めていた世帯が対象です。それ以外は高等学校等就学支援金の対象となる可能性がありますので、別途高等学校等就学支援金の申し込みをしてください。

問い合わせ先

在学する学校の事務室にお問い合わせください